

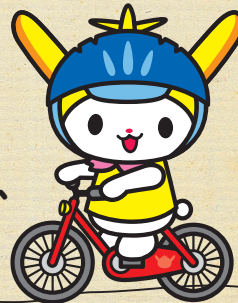


厳守すべし!

自転車安全利用五則

自転車は「車のなかま」!

自転車で道路を通行するときは「車」として交通ルールを守るとともに、交通マナーを実践するなど安全運転に努めましょう。



©大田区



一、車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は、車道通行が原則です。車道を通行するときは、道路の左端に寄って、通行しましょう。
- 歩道を通行する場合はゆっくり通行し、歩行者を優先しましょう。



【歩道を通行することができる場合】

- 自転車が走れる標識などがあるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転するとき
- 道路工事などで、安全上やむを得ないとき



二、交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号機や一時停止標識などに従い、運転しましょう。



三、夜間はライトを点灯 日頃の点検も怠るべからず

- 夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



四、飲酒運転は禁止

酒気帯びの運転は言語道断!

- 自動車と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



五、ヘルメットを着用

無くても平気と過信するべからず

- 自転車死亡事故の多くが頭部に致命傷を受けています。ヘルメットを着用して、頭部を守りましょう。



自転車乗車用のヘルメットの助成を行っています。助成対象店舗など、詳細は5面へ

問合せ先 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当 ☎ 5744-1315 ☎ 5744-1527



自転車は駐輪場に止めましょう

放置自転車は、歩行者や緊急車両の通行を妨げるとともに、まちの美観を損ねるなど社会問題になっています。駅周辺などの放置自転車は撤去します。短時間の買い物でも駐輪場をご利用ください。

駐輪場情報は
こちら▶



問合せ先 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当 ☎ 5744-1390 ☎ 5744-1527

